



資料編

もくじ

- 1．日本国憲法（抄）……………55
- 2．女子に対するあらゆる形態の差別の
撤廃に関する条約（抄）……………58
- 3．男女共同参画基本法（抄）……………65
- 4．雇用の分野における男女の均等な機会
及び待遇の確保等に関する法律（抄）…68
- 5．配偶者からの暴力の防止及び被害者の
保護に関する法律（抄）……………72
- 6．女性行政のあゆみ……………76
- 7．情報・窓口一覧……………80



1. 日本国憲法(抄)

公布 昭和 21 年 11 月 3 日
施行 昭和 22 年 5 月 3 日

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。

第3章 国民の権利及び義務

(基本的人権)

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

(自由及び権利の保持義務と公共福祉性)

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。

(個人の尊重と公共の福祉)

第13条 すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界）

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

(2) 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

(3) 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴わない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

（居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由）

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

(2) 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

（学問の自由）

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

（家族関係における個人の尊厳と両性の平等）

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

(2) 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質の平等に立脚して、制定されなければならない。

（生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務）

第 25 条 すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

(2) 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

（教育を受ける権利と受けさせる義務）

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

(2) すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。

（勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止）

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。

(2) 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

(3) 児童は、これを酷使してはならない。

第 10 章 最高法規

（基本的人権の由来本質）

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

（憲法の最高性と条約の国際法規の遵守）

第 98 条 この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

(2) 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

2. 女子に対するあらゆる形態の差別に撤廃に関する条約(抄)

批准 昭和 60 年 6 月 24 日
公布 昭和 60 年 7 月 1 日
発行 昭和 60 年 7 月 25 日

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下で核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、

また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第 1 部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追及することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正した又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適性な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第 2 部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職

に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第 3 部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。) を享受する機会

第 11 条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。) についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。) を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。) 及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障) についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。) についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第 12 条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。) を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1 の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。) 並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第 13 条

- 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的と

して、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第 14 条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第 4 部

第 15 条

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手

続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第 16 条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

3. 男女共同参画社会基本法(抄)

公布 平成 11 年 6 月 23 日
施行 平成 11 年 6 月 23 日

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 男女共同参画社会の形成、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 2 積極的改善措置、前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4．雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（抄）

公布 平成9年6月18日
施行 平成11年4月1日
母性保護規定の一部は
平成10年4月1日施行

第1章 総 則

（目的）

第1条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

（基本理念）

第2条 この法律においては、女性労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従って、女性労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

（啓発活動）

第3条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（男女雇用機会均等対策基本方針）

第4条 労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 女性労働者の職業生活の動向に関する事項

(2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 男女雇用機会均等対策基本方針は、女性労働者の労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定めなければならない。

4 労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、政令で定める審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

- 6 前2項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第2章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

第1節 女性労働者に対する差別の禁止等

（募集及び採用）

第5条 事業主は、労働者の募集及び採用について、女性に対して男性と均等な機会を与えなければならない。

（配置、昇進及び教育訓練）

第6条 事業主は、労働者の配置、昇進及び教育訓練について、労働者が女性であることを理由として、男性と差別的取扱いをしてはならない。

（福利厚生）

第7条 事業主は、住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生の措置であって労働省令で定めるものについて、労働者が女性であることを理由として、男性と差別的取扱いをしてはならない。

（定年、退職及び解雇）

第8条 事業主は、労働者の定年及び解雇について、労働者が女性であることを理由として、男性と差別的取扱いをしてはならない。

- 2 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。
- 3 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、出産し、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項若しくは第2項の規定による休業をしたことを理由として、解雇してはならない。

（女性労働者に係る措置に関する特例）

第9条 第5条から前条までの規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的として女性労働者に関しに行う措置を講ずることを妨げるものではない。

（指針）

第10条 労働大臣は、第5条及び第6条に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

- 2 第4条第4項及び第5項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求めると」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（苦情の自主的解決）

第 11 条 事業主は、第 6 条から第 8 条までの規定に定める事項に関し、女性労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るよう努めなければならない。

（紛争の解決の援助）

第 12 条 都道府県労働局長は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇に関する事業主の措置で労働省令で定めるものについての女性労働者と事業主（以下「関係当事者」という。）との間の紛争に関し、関係当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該関係当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 事業主は、女性労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（調停の委任）

第 13 条 都道府県労働局長は、前条第 1 項に規定する紛争（第 5 条に定める事項についての紛争を除く。）について、関係当事者の双方又は一方から調停の申請があった場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、機会均等調停委員会に調停を行わせるものとする。

2 前条第 2 項の規定は、女性労働者が前項の申請をした場合について準用する。

第 3 章 女性労働者の就業に関して配慮すべき措置

（職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の配慮）

第 21 条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう雇用管理上必要な配慮をしなければならない。

2 労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が配慮すべき事項についての指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第 4 条第 4 項及び第 5 項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第 4 項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置）

第 22 条 事業主は、労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な

時間を確保することができるようにしなければならない。

第23条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

2 労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第4条第4項及び第5項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第4章 雑 則

（調査等）

第24条 労働大臣は、女性労働者の職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第25条 労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めたときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告することができる。

2 前項に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（公表）

第26条 労働大臣は、第5条から第8条までの規定に違反している事業主に対し、前条第1項に規定する勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (抄)

〔改正 平成 16 年 6 月 2 日〕
法律第 64 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総 則

(定義)

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）からの身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者（配偶者からの暴力を受けた後に婚姻が解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き暴力を受ける恐れがある者を含む。）をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第 3 条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の三において同じ。）の一時保護を行うこと。
- (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、関係機関との連絡調整、その他の援助を行うこと。
- (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、関係機関との連絡調整、その他の援助を行うこと。
- (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、その他の援助を行うこと。

3 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力

相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するように努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第2項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者が配偶者からの更なる身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び配偶者からの暴力を受けた後に婚姻が解消した者を含む。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

第5章 雑 則

（職務関係者による配慮等）

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

（1）第3条第2項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

（2）第3条第2項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

（3）第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

（4）第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。



(1) 都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 3 号及び第 4 号に掲げるもの

76

6. 女性行政のあゆみ

年	世 界	日 本	北 海 道	石 狩 市
1975 年 (昭和 50)	■ 国際婦人年世界会議開催(メキシコシティ:第1回世界女性会議) ■ 「世界行動計画」採択 ■ 国連婦人の10年('76~'85)決定	■ 「婦人問題企画推進本部」設置 ■ 「婦人問題企画推進会議」設置 ■ 「婦人問題担当室」設置		
1976 年 (昭和 51)	■ 国連婦人の10年スタート(~'85) ■ ILO 婦人労働問題担当室設置	■ 民法等の一部を改正する法律施行(離婚復氏制度) ■ 「育児休業法」施行(女子教員・看護婦・保母を対象)		
1977 年 (昭和 52)		■ 「国内行動計画」策定 ■ 「国内行動計画前期重点目標」決定 ■ 国立婦人教育会館開館		
1978 年 (昭和 53)		■ 「国内行動計画」第1回報告書発表 ■ 「婦人白書」発表	■ 「北海道婦人行動計画」策定	
1979 年 (昭和 54)	■ 第34回国連総会「女子差別撤廃条約」採択			
1980 年 (昭和 55)	■ 国連婦人の10年中間年世界会議開催(コペンハーゲン:第2回世界女性会議)開催 ■ 国連婦人の十年後半期行動プログラム採択 ■ 「女子差別撤廃条約」署名式	■ 「国内行動計画」第2回報告書発表 ■ 民法及び家事審判法の一部を改正する法律成立(配偶者の法定相続分引上げ) ■ 「女子差別撤廃条約」署名	■ 北海道婦人指導員配置(14支庁)(平成5年北海道女性指導員に改称)	
1981 年 (昭和 56)	■ 女子差別撤廃条約発効	■ 「国内行動計画後期重点目標」決定 ■ 「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」施行(配偶者の法定相続分引上げ)	■ 北海道婦人行動計画推進協議会(昭和62年「北海道女性の自立プラン推進協議会」に改称)設立	
1983 年 (昭和 58)		■ 婦人少年問題審議会婦人労働部会(男女雇用平等法審議)中間報告		
1984 年 (昭和 59)		■ 国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律施行(父母両系主義へ) ■ 総理府「アジア太平洋地域婦人シンポジウム」開催	■ 「北海道の婦人」発行 ■ 生活環境部道民運動推進本部に青少年婦人局を設置 ■ 「北海道婦人行動計画後期推進方策」策定	

年	世 界	日 本	北 海 道	石 狩 市
1985 年 (昭和 60)	■ 国連婦人の 10 年世界 会議開催(ナイロビ)西 暦 2000 年に向けての 「婦人の地位向上のため のナイロビ将来戦略」採 択	■ 男女雇用機会均等法 成立 ■ 女子差別撤廃条約批 准	■ ナイロビ世界会議NG O フォーラム参加 ■ 北海道婦人問題研究 懇話会(昭和 44 年設置) を北海道女性会議に改 組 ■ 「女性さみっと2 / 2 の 世界へ」開催	
1986 年 (昭和 61)		■ 男女雇用機会均等法 施行 ■ 国民年金法等の一部 を改正する法律施行(女 性の年金権の確立) ■ 「婦人問題企画推進 有識者会議」設置		
1987 年 (昭和 62)		■ 西暦 2000 年に向け ての「新国内行動計画」策 定	■ 北海道女性の自立プ ラン策定	
1988 年 (昭和 63)			■ 生活福祉部青少年婦 人室を設置 ■ 審議会等への女性委 員の登用目標率 20% に 改定	
1989 年 (平成 1)	■ 国連、1994 年を「国際 家族年」とすることを採 択	■ 新学習指導要領告示 (家庭科の男女共修)		
1990 年 (平成 2)	■ 「ナイロビ将来戦略に 関する第 1 回見直しと評 価に伴う勧告及び結論」 採択			
1991 年 (平成 3)	■ 海外経済協力基金 (OECD)「開発と女性」 配慮のための指針策定	■ 「西暦 2000 年に向け ての新国内行動計画 (第 1 次改定)」	■ 北海道立女性プラザ 開設	
1992 年 (平成 4)		■ 「育児休業法」施行 ■ 婦人問題担当大臣の 任命		
1993 年 (平成 5)	■ 国連世界人権会議開 催(ウィーン) ■ 国連総会「女性に対 する暴力の撤廃に関す る宣言」採択	■ 初の女性衆議院議長 の誕生 ■ 第 1 回婦人問題に関 する全国女性リーダー 会議開催 ■ 中学校の家庭科男女 必修実施 ■ 「パートタイム労働法」 成立・施行	■ 「青少年婦人室」を 「青少年女性室」に改称	

年	世 界	日 本	北 海 道	石 狩 市
1994 年 (平成 6)	■「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ) ■「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 ■国際人口・開発会議開催(カイロ)	■高等学校の家庭科男女必修実施 ■男女共同参画室設置 ■男女共同参画推進本部設置 ■男女共同参画審議会設置	■「北海道の女性」発行	
1995 年 (平成 7)	■第4回世界女性会議開催(北京) ■国連人権委員会「女性に対する暴力をなくす決議」採択	■「育児休業法」から「育児・介護休業法」へ改正 ■ILO156 号条約(家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)批准	■「青少年女性室」を「女性室」に改組 ■「北海道女性会議」を「北海道男女共同参画懇話会」に改組 ■北海道男女共同参画推進本部の設置	
1996 年 (平成 8)		■「男女共同参画 2000 年プラン - 男女共同参画社会の形成の促進に関する平成 12 年(西暦 2000 年)度までの国内行動計画 -」策定		■審議会等委員への女性登用促進要綱制定(目標値 40%)
1997 年 (平成 9)		■「男女雇用機会均等法」改正 ■「労働基準法」女子保護規定の一部改正 ■男女共同参画白書発表	■北海道男女共同参画プラン策定 ■「女性に関する意識調査」発行	■いしかり女性プラン 21 策定検討委員会設置
1998 年 (平成 10)		■男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について」答申	■北海道国際女性フォーラム開催 ■審議会等への女性委員の登用目標率 30%に改定	■男女平等に関する市民意識調査実施 ■男女共同参画社会の実現に向けた提言答申
1999 年 (平成 11)		■男女雇用機会均等法改正 ■労働基準法改正 ■育児・介護休業法改正 ■男女共同参画社会基本法施行 ■「食料・農業・農村基本法」の公布・施行(女性の参画促進を想定) ■男女共同参画審議会「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申	■「北海道の女性」発行	

年	世 界	日 本	北 海 道	石 狩 市
2000 年 (平成 12)	■国連特別総会「女性 2000 年会議」開催 (ニューヨーク) ■「政治宣言」及び「成果文書」採択	■ストーカー行為等の規制等に関する法律「児童虐待の防止等に関する法律」成立 ■男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 ■男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方」答申 ■「男女共同参画基本計画」策定	■北海道男女共同参画懇話会「男女平等参画に関する条例の制定に向けて」意見書	■いしかり男女共同参画プラン 21 策定 ■石狩市男女共同参画推進委員会設置 ■石狩市男女共同参画行政推進会議設置
2001 年 (平成 13)		■男女共同参画会議設置 ■内閣府男女共同参画局設置 ■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立 ■「育児・介護休業法」の一部改正	■「女性に対する暴力」実態調査報告書発行 ■「北海道男女平等参画推進条例」施行 ■「女性室」を「男女平等参画推進室」に改称 ■「北海道男女共同参画推進本部」を「北海道男女平等参画推進本部」に改組 ■北海道男女平等参画審議会設置	
2002 年 (平成 14)			■「北海道男女平等参画基本計画」策定 ■北海道立女性相談援助センターに「配偶者暴力相談支援センター」機能を整備	
2003 年 (平成 15)		■「次世代育成支援対策推進法」施行 ■「少子化社会対策基本法」施行		■企画財政部に NPO・男女共同参画担当設置
2004 年 (平成 16)		■改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正		
2005 年 (平成 17)		■改正「育児休業・介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」施行		■「いしかり男女共同参画プラン 21」改訂 ■「石狩市次世代育成支援行動計画」策定

7. 情報・相談窓口一覧

市及び主な公的機関、団体が実施している情報提供や相談窓口をご紹介します。

1. 困ったときの相談

情報・相談内容	実施主体・窓口	連絡先
日常生活での問題についての相談 土地、金銭、家庭、相続、人権、 心配ごとを相談したいとき	生活環境部市民生活課 弁護士相談 (要予約)	72-3191
	石狩市社会福祉協議会 住民よろず相談	72-8184
	北海道家庭生活カウンセラークラブ石狩地区 家庭生活電話相談	72-8343
生活上のいきづまりや、男女間のトラブルなど、女性が抱える悩みや心配ごとを相談したいとき	北海道女性協会 「女性のための相談室」	011-251-6349
	協働推進・男女共同参画担当 女性相談	72-3246

2. 人権擁護の相談・情報

情報・相談内容	実施主体・窓口	連絡先
嫌がらせやめごとなどの問題について相談したいとき	生活環境部市民生活課 人権相談	72-3191
母子家庭になってどうしたらよいかわからないとき	こども相談センター	72-3195
離婚、別居、夫の暴力などで悩んでいるとき	北海道立女性相談援助センター (月～金)9:00～17:00	011-666-9955
性犯罪やストーカー、家庭内暴力の被害を相談したいとき	北海道警察本部性犯罪被害 110 番 (月～金)8:45～17:30	0120-756-310
	相談センター (月～金)8:45～17:30	011-241-9110
セクシュアル・ハラスメントについて相談したいとき	北海道労働局雇用均等室	011-709-2715
児童虐待や子どもの養育について相談したいとき	こども相談センター	72-3195
学校教育やいじめ、登校拒否、就学指導について相談したいとき		

3. 男女共同参画に関する情報

情報・相談内容	実施主体・窓口	連絡先
各種講座や生涯学習についての情報を知りたいとき	協働推進・男女共同参画担当	72-3246
	教育委員会社会教育課	72-3173
女性に関する情報や書籍についての情報を知りたいとき	市民図書館	72-2000
	協働推進・男女共同参画担当	72-3246
ボランティアに参加したいとき	石狩市社会福祉協議会ボランティアセンター事務局	72-8343
スポーツ・レクリエーション活動に参加したいとき	(財)石狩市体育協会	64-1220
	教育委員会スポーツ・青少年課	72-3174

4. 就業に関する相談

情報・相談内容	実施主体・窓口	連絡先
求人情報や就職について相談したいとき	ハローワークプラザ北 24 (月～金)9:00～17:00	011-738-3163
職場内での男性との不平等な扱いを受けたとき	北海道労働局雇用均等室	011-709-2715
再就職を希望するとき	(財)21 世紀職業財団北海道事務所	011-707-6198
働き続けるための相談をしたいとき (育児・介護・家事等)	(財)21 世紀職業財団 フレイフレイ・テレフォン	011-707-2020
新たに事業を起こしたいとき	経済部商工労働観光課	72-3166
○ 保育園の申し込みや、入園の手続きをしたいとき ○ 特別保育を利用したいとき 時間延長・一時・産休・育休明け 障がい児・病後児・休日保育	こども家庭課	72-3128
育児休業給付を受けたいとき	ハローワークプラザ札幌北	011-743-8609

5. 安心して暮らすための情報

情報・相談内容	実施主体・窓口	連絡先
介護のためのサービスについて知りたいとき	在宅介護支援センターりんくる	75-6677
	ホットライン21	72-1121
	石狩希久の園	66-3113
	保健福祉部介護保険課	72-6121
障がい者のためのサービスについて知りたいとき	保健福祉部福祉生活課	72-3194
健康診断、妊婦、乳幼児健診を受けたいとき	保健福祉部健康づくり課	72-3124
こころの健康相談を受けたいとき	江別保健所石狩支所(要予約)	74-1142
高齢者が働きたいとき	(社)石狩市シルバー人材センター	64-7771
市営住宅についての情報を知りたいとき	建設部建築課	72-3144
消費生活に関する相談を受けたとき	消費生活相談(市民生活課)	72-3191
	石狩消費者協会相談	72-2432

❖ どこに相談してよいかわからないときは、企画財政部協働推進・男女共同参画担当（：72-3246）までお気軽にお問い合わせください。